

平成 30 年度

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			担当者名 <small>ふりかざま おおくぼ</small> 風間・大久保 電 話 045-671-4309

設 計 書

1 委 託 名 ダンス部応援プロジェクト！運営等業務委託

2 履 行 場 所 仕様書により指定された学校（7校）

3 履 行 期 間 契約締結日から平成30年10月31日（水）

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要
横浜市内の高校ダンス部（7校）を対象に実施する学校訪問
型のワークショップの運営等業務委託。

横浜アーツフェスティバル実行委員会

8 部 分 払

す る （ 回以内）

■ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	
	¥ _____
内 訳	業 務 価 格
	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額
¥ _____	

横浜アーツフェスティバル実行委員会
内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)		金 額 (円)		摘 要
学校調整業務		7	校		円		円	
講師調整業務		1	式		円		円	
実施に係る業務		1	式		円		円	詳細は明細書 1のとおり
報告書作成		1	式		円		円	
参加者アンケート送 付・回収・集計		1	式		円		円	
小計							円	
消費税							円	
合計							円	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜アーツフェスティバル実行委員会

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
会場・撤去 (搬出入、運搬費・駐車代含む)	7	回		円	
音響機材手配	7	回		円	
運営スタッフ	7	回		円	進行、テクニカル
運営マニュアル・進行台本作成	1	式		円	
傷害保険料	7	回		円	講師分
消耗品費	1	回		円	
ケータリング費	7	回		円	
小計					円

横浜アーツフェスティバル実行委員会

ダンス部応援プロジェクト！運営等業務委託 仕様書

1 件名

ダンス部応援プロジェクト！運営等業務委託

2 開催概要

(1) 概要

本事業は、Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 の次世代育成事業として、横浜市内の高校ダンス部を対象に、学校訪問型のワークショップを開催します。

(2) 日程・会場・講師

7校（別紙1のとおり）

(3) レッスン時間

3時間程度／回

※準備・撤収時間はレッスン時間の前後 30 分想定

(4) 対象

横浜市内の高校ダンス部員（中高一貫校の場合は、中学生含む）

3 委託業務内容

(1) 事前調整業務

ア 学校(ダンス部)との事前調整

・実施学校(別紙1のとおり)と事前に調整すること。必要に応じ、下見及び事前打ち合わせを行うこと。

【主な調整事項】

①学校側の要望確認(学びたいこと、実施方法等)

②学校からの問合せ対応

②会場、控室の調整・確認

③当日の運営・進行の調整・確認

イ 講師との調整

・委託者が契約した講師と実施内容について事前に確認すること(学校側の要望とのすり合わせ、構成・演出、使用楽曲確認含む)。

(2) 実施に係る業務

ア 各学校の準備・撤収を行う

各学校に委託者が提供する飲料(ダンボール箱)、チラシ等の搬出入を行う。

イ 音響機材(CD・iPod・iPhone 等対応の音楽再生機器、マイク)の手配・運搬

ウ 運営スタッフの手配

各会場の運営に必要な人員(進行等)を手配し、円滑かつ安全に運営を行う。

エ 運営マニュアル、進行台本の作成

オ 講師の傷害保険の申請・支払

カ ケータリング・タオル等の手配

(3) 報告に係る業務

ア 実施報告書の作成(画像をつけること)

イ 「参加者アンケート(別紙2のとおり)」を各学校部員数分印刷し、回収・集計を行う。(A4判両面・1色・紙質指定なし)

ウ 報告義務

- ・業務実施中の講師、参加者やスタッフ等の怪我や事故については、速やかに実行委員会へ報告し、経過・経緯等をまとめた報告書を提出すること。
- ・学校及び講師とのトラブル等、実行委員会への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに実行委員会へ報告し、経過・経緯等をまとめた報告書を提出すること。

4 履行期間

平成 30 年 10 月 31 日(水)

5 履行場所

別紙1に定める各会場

6 成果物

- (1) 運営マニュアル・進行台本(印刷物1部及び電子データ)
- (2) 画像付実施報告書(印刷物1部及び電子データ)
- (3) 記入済の参加者アンケート(原本)
- (4) 参加者アンケート集計結果(電子データ)

7 納品場所

横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局 担当:風間・大久保

〒231-0015

横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 6 階 横浜市文化観光局文化プログラム推進課内

8 備考

業務の実施に際しては、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 業務の実施に際しては、実行委員会担当者と十分に協議し、その指示に基づいて行う。
- (2) 業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会が公表している又は実行委員会担当者が認めた情報以外の情報を外部に漏らしてはならない。
- (3) 本委託に基づく成果は実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、実行委員会と事前に協議し、その指示に従う。
- (5) 個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」(別紙3)を順守すること。

ダンス部応援プロジェクト！一覧表

【別紙1】

No.	日にち	時間	学校名	住所	講師
1	平成30年8月6日(月)	13:00～16:00	橘学苑高等学校	横浜市鶴見区獅子ヶ谷1-10-35	s**t kingz
2	平成30年8月8日(水)	13:00～16:00	白鵬女子高等学校	横浜市鶴見区北寺尾4-10-13	NaNa
3	平成30年8月20日(月)	13:00～16:00	横浜女学院 中学校高等学校	横浜市中区山手町203番地	Reika
4	平成30年8月22日(水)	13:00～16:00	神奈川県立希望ヶ丘高等学校	横浜市旭区南希望が丘79-1	NaNa
5	平成30年8月22日(水)	13:00～16:00	神奈川県立横浜国際高等学校	横浜市南区六ッ川1-731	Reika
6	平成30年8月27日(月)	13:00～16:00	横浜隼人高等学校	横浜市瀬谷区阿久和南1-3-1	NaNa
7	平成30年9月22日(土)	13:00～16:00	横浜市立金沢高等学校	横浜市金沢区瀬戸22-1	Reika



Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 次世代育成プログラム

ダンス部応援プロジェクト！

参加者アンケート

(〇〇高校)

このたびは、「ダンス部応援プロジェクト！」にご参加いただきありがとうございました。本プログラムの評価並びに今後の検討目的のため、アンケートにご協力をお願いします。

性別 (〇は一つ)	1. 男性	2. 女性				
学年 (〇は一つ)	1. 高校1年生	2. 高校2年生	3. 高校3年生	4. 中学1年生	5. 中学2年生	6. 中学3年生
ダンス経験	経験年数：		年	ジャンル：		

問1 ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」についてお聞きします。

(1) ご参加いただいた「ダンス部応援プロジェクト！」はダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 (以下「DDD2018」という。)」の1プログラムでしたが、このフェスティバルを知っていますか (〇は一つ)

1. 「ダンス部応援プロジェクト！」に参加する前から知っていた
2. 「ダンス部応援プロジェクト！」に参加して初めて知った
3. DDD2018 は知っていたが、「ダンス部応援プロジェクト！」が DDD2018 の1プログラムとは知らなかった
4. このアンケートで DDD2018 を初めて知った (→問2へ)

※1～3につけた方に

(2) 「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」の他のプログラムに参加・観劇したことがありますか (〇は一つ)

1. ない
2. ある (イベント名：_____)

問2 ダンス部応援プロジェクト！についてお聞きします。

(1) 「ダンス部応援プロジェクト！」に参加していかがでしたか (〇は一つ)

1. とても楽しかった
2. 楽しかった
3. 普通
4. つまらなかった
5. とてもつまらなかった

(2) またこのようなダンスプログラムに参加したいですか (〇は一つ)

1. 参加したい
2. 参加したくない

(3) 学んだダンスをどこかで披露したいですか (〇は一つ)

1. 披露したい
2. わからない
3. 披露したくない

(4) 講師に教えてもらったダンスは難しかったですか (〇は一つ)

1. とても難しかった
2. 難しかった
3. ちょうど良い
4. 簡単だった
5. とても簡単だった

(5) 今回のプログラムはダンス技術の向上につながりましたか (〇は一つ)

1. 向上した
2. どちらかといえば向上した
3. わからない
4. 変わらない

裏面にも質問がございます。ご協力をお願いします。

個人情報取扱特記事項

(平成29年12月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜アーツフェスティバル実行委員会(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した

個人情報記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜アーツフェスティバル実行委員会委員長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜アーツフェスティバル実行委員会委員長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、

受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜アーツフェスティバル実行委員会
委員長 澄川 喜一

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜アーツフェスティバル実行委員会の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜アーツフェスティバル実行委員会(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。